

## 組合員の資格喪失後の給付

1年以上組合員であった者は、退職後（資格を喪失した後）、他の法律に基づく共済組合、健康保険、船員保険等に参加していない場合には、次の給付が行われる場合があります。（請求手続については、それぞれの項を参照してください。）

- ・ 出産費
- ・ 出産手当金
- ・ 埋葬料
- ・ 傷病手当金

※これらの給付にかかる附加給付は、対象となりません。

退職後の医療給付

令和6年8月1日

	任意継続組合員	国民健康保険
資格等	・退職日に引き続き1年と1日以上公務員の共済組合に資格があった者	・健康保険等に加入していない自営業者
期間	・最長2年間	
給付内容	<p>・療養の給付 本人 7割 家族 7割</p> <p>家族療養費の給付があり、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金が給付されている。</p> <p>※ 入院に係る食事代については、一部患者負担となる。</p>	<p>・療養の給付 本人 7割 家族 7割</p> <p>高額療養費の給付はあるが、附加給付はない。</p> <p>※ 入院に係る食事代については、一部患者負担となる。</p>
	<p>その他の給付 出産費・家族出産費 埋葬料・家族埋葬料 移送費・家族移送費 弔慰金・家族弔慰金 災害見舞金 など</p>	<p>その他の給付 出産費 埋葬料（葬祭費）</p>
掛金(保険料)	<p>次の①、②のうち、いずれか低い額に短期掛金率、介護掛金率を掛けたもの (参考 令和6年度)</p> <p>短期掛金率 93.20/1000 介護掛金率 15.92/1000</p> <p>① 退職時の標準報酬月額 ② 平均標準報酬月額 (参考 令和6年度 380,000円)</p>	<p>各市町村が決める保険料 (各所得割額・均等割額・平均割額・資産割額の組合せによる。)</p> <p>※ お住いの市区町村の国民健康保険担当課へお問合わせください。</p>